

## 第7 ストープ (条例第5条)

### 1 用語の定義

本条は、煙突若しくは排気筒が接続し又は壁や天井等に固定して使用するストーブについて規定したものであり、条例第3条の3の温風暖房機に該当しない暖房を目的とする設備については、ストーブとして規制し、サウナの熱源として使用するものは、サウナ設備として規制するものであること。

なお、移動式ストーブについては、条例第18条から第21条までの火を使用する器具の規定の適用を受けるものであること。

### 2 条例等の運用

条例、条則及びガス機器基準書によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 第2項の規定より準用することとなる条例第3条第1項第6号の台の規制については、ブリキ、石綿板等で台を被覆し、かつ、ストーブとの間に有効な底面通気の距離を保つときは、可燃性の部分があっても、同号に適合するものとして運用すること。この場合、台上に落ちた落火、灰等を直ちに取り除く等条例第3条第2項第1号の規定を特に遵守する必要があること。また、条例第3条第1項第9号についても、異常にストーブが赤熱しない場合は、ストーブ本来の目的からみて過度に温度が上昇しないものとして取り扱うことができること。
- (2) 第2項に規定する準用規定は、第2. 炉及び共通事項を準用すること。